

平成22年度の保育料については、未確定です。 (参考)平成21年度 甲州市保育料について

甲州市では、子育て家庭への経済負担を軽減するため、月額徴収基準額は昨年と同様といたします。
また平成21年度から入所児童が3人目以降ならば3人目以降の児童の保育料は0円とさせていただきます。

1. 保育料基準額表

各初日における入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額)		
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
第2B階層	第1階層及び第5階層から第10階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次に該当する世帯	非課税世帯	5,000円	3,000円
第3B階層		均等割課税世帯	9,000円	7,000円
第4B階層		所得割課税世帯	14,000円	12,000円
第5階層	第1階層を除き、前年度の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が次に該当する世帯	20,000円未満	19,000円	16,000円
第6階層		20,000円～39,999円	24,000円	20,000円
第7階層		40,000円～70,999円	30,000円	25,000円
第8階層		71,000円～102,999円	36,000円	28,000円
第9階層		103,000円～412,999円	40,000円	30,000円
第10階層		413,000円以上	43,000円	33,000円

※住宅借入金等特別控除・配当控除・電子証明書等特別控除適用の場合は、控除前の税額になります。

2. 同じ世帯で、子どもが2人以上保育所・幼稚園又は認定こども園に入所する場合は、次のようになります。

対象となる児童	徴収額
1人目	上記表に定める額
2人目	基準額×0.5
3人目以降	0円

3. 母子世帯等又は在宅障害(児)者の居る世帯で保育料基準額表の第2階層から第4階層に該当する世帯。保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者など、特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	3歳未満児	3歳以上児
第2A階層	0円	0円
第3A階層	8,000円	6,000円
第4A階層	13,000円	11,000円

問い合わせ先

◆ 甲州市役所 子育て対策課 電話 32-2111(内線136)